

皆野町教育委員会障害者活躍推進計画

令和7年4月1日策定

【任命権者】

機 関 名	皆野町教育委員会
任 命 権 者	皆野町教育委員会
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	○障害者である職員（以下「障害者」）の活躍のための体制整備 ○障害者が担当する職務・業務の選定

【目標及び取組の評価】

(1)採用	○法定雇用率以上の雇用を維持する。 →毎年の任免状況通報により把握、評価
(2)定着	○不本意な離職を極力生じさせないこととする。 →毎年の任免状況通報により把握、評価
(3)キャリア形成	○障害の種類、程度に応じた職務・業務を選定する。 →人事記録等により把握、評価

【取組内容】

1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織	○障害者雇用推進者として、教育次長を選任する。 ○障害者雇用推進者、人担当者らによる相談体制を確立する。 ○相談先担当者を毎年度障害者である職員に周知する。
(2)人材	○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年1回以上厚生労働省障害者雇用対策課又は埼玉県労働局が開催する「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」の受講者を募る（同種の講座未受講者に限る）。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年1回以上面談、職務整理表やアンケート等を活用し、職務・業務の選定、創出、障害者と職務のマッチング等について点検・検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害者の要望、必要な配慮等を定期的な面談等により把握し、就労支援機器の導入等必要な措置を継続的に講じる。 ○措置は過重負担とならない範囲で適切に実施する。

(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たっては、要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れること。
(3) 働き方	<p>○時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な勤務時間制度の利用を検討する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇等各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を受講できるよう配慮する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。</p> <p>○在職中に疾病・事故等により障害者となった中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人の意向に応じ「就労パスポート」の活用し、就労支援機関等と情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4 その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場を提供する。</p>